

明交タクシーグループ車内防犯カメラ運用基準

平成 20 年 12 月 1 日

〔目的〕

第 1 条 この基準は 明交タクシーグループの事業者が、タクシー車内に犯罪の予防等の目的で設置する車内防犯カメラの適正な運用を図るために、必要かつ基本的な事項を定めたものである。

〔用語〕

第 2 条 この基準において、車内防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）とはいわゆるタクシー強盗等の犯罪予防を目的として、タクシー車内に固定して設置された撮影装置で、タクシー強盗等犯罪発生の緊急時に映像を撮影し、記録する機能を有するものをいう。

〔防犯カメラ管理責任者等〕

第 3 条 防犯カメラの適正な設置、運用を図るため、社長は防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を任命する

〔防犯カメラ設置に係る措置〕

第 4 条 管理責任者は、防犯カメラを設置及び運営するに際して、次の措置を講じなければならない。

- (1) タクシー利用者等の権利保護を図るため、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるよう調整すること。
- (2) 防犯カメラを設置するにあたり、撮影対象区域内の見やすい場所に、利用者等に向け「防犯システム搭載車」である旨を伝えるステッカー等を掲示すること。
- (3) 映像及び記録媒体（以下「映像等」という。）の保管は 1 ヶ月とし、不要となった映像等及び当該期間経過後の映像等は速やかに消去すること。ただし、法令に規定がある場合又は捜査機関の犯罪捜査に協力する場合はこの限りではない。
- (4) 映像等の不正利用、外部流失、改ざん及び滅失等を防止するため、映像等保管期間中は施錠のできる設備などで厳重に管理すること。
- (5) 防犯カメラから得られた映像等を設置目的外に使用したり、当運用基準に定める場合以外は外部に提供したりしないこと。ただし、法令に規定がある場合又は捜査機関の犯罪捜査に協力する場合はこの限りではない。
- (6) 当運用基準に基づき、外部に映像等を提供する場合、日本交通株式会社に、その許可承認を得ること。ただし、法令に規定がある場合又は捜査機関の犯罪捜査協力などで緊急を要する場合はこの限りではない。

〔苦情等に対する措置〕

第 5 条 管理責任者は、利用者等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受けた時は、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

〔附則〕

第 6 条 この運用基準は、平成 20 年 12 月 1 日から施行するものとする。